

## 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護)

### 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社創生
代表者氏名	代表取締役 高岡美津子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市平野区加美北1丁目25番28号 06-6623-5779
法人設立年月日	平成15年1月9日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム <sup>くぬぎ</sup> 襟の家
介護保険指定 事業所番号	2990900124
事業所所在地	奈良県生駒市萩の台4丁目4番1号

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所において実施する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保すること。
運営の方針	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域のサービス事業関係者、地域住民等との連携に努め、市町村の定める内容を遵守する。

#### (3) 事業所の施設概要

建築	鉄骨造り2階建て	932.77㎡
敷地面積	4,773㎡	
開設年月日	平成30年3月31日	
ユニット数	2ユニット	

#### <主な設備等>

面積	464.77㎡	
居室数	1ユニット 9室 × 2ユニット 1部屋につき 9.10~9.50㎡	
食堂・居間	(1) 47.15㎡ (2) 49.50㎡	
台所	1ユニットにつき 1箇所	
トイレ	1ユニットにつき 3箇所	
浴室	6.16㎡	

脱衣・洗濯室	16.65㎡（脱衣所含む）
事務室	12.18㎡

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制		
日中時間帯	5時00分～21時		
利用定員内訳	18名	1ユニット 9名	2ユニット 9名

(5) 事業所の職員体制

管理者	（氏名）高岡 仁
-----	----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名 介護職員と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	3名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成

- サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
- 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

食 事

- 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。
- 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切に提供します。
- 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
- 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。

食事の提供及び介助

- 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
- 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

#### 入浴の提供及び介助

- 1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
- 2 寝たきり等で座位の困難な方は、機械浴での入浴を提供します。

#### 排せつ介助

介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

#### 日常生活上について

##### 離床・着替え・整容等

- 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。
- 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。
- 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。
- 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。

#### 移動・移乗介助

介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

#### 服薬介助

介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。

#### 機能訓練

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を出来る範囲内で行います。利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

#### 健康管理

医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。

#### 若年性認知症利用者受入サービス

若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

#### その他

- 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
- 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。
- 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。
- 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。
- 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

#### (2) 介護保険給付サービス利用料金

《（介護予防）認知症対応型共同生活介護費Ⅱ》 1日当たり

別紙、「介護報酬の算定について」を参照。

#### (4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 73,000円
③食費	朝食 500円/回 昼食600円/回 おやつ100円/回 夕食600円/回
④光熱水費	21,000円/日 (1日当たり700円) 税別
⑤共益費	月額12,200円
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ・おむつ、遠足に係る費用など。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日に利用者請求様宛に発送（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の 26 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)南都銀行利用者指定口座からの自動振替 * 振込み及び自動振替に係る手数料はご負担下さい。 イ 支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 5 入退居に当たっての留意事項

(1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって

認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
  - (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
  - (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
  - (5) 居室のご利用に当たっては、利用者の状態・状況に応じて、必要と判断される場合には利用者又は家族と相談の上、利用居室の移動・変更を行うことがあります。また利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用をご負担頂く場合があります。

## 6 衛生管理等

### ① 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

### ② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を行います。

### ③ 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償す

べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する防火管理者（事務長：高岡泰範）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。実施時期：（毎年2回 7月・12月）

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための事業者の窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - 1) 職員は入居者または家族から苦情・相談があった場合は速やかに下記担当者に連絡する。
  - 2) 担当者は入居者または家族からの苦情・相談があった場合は速やかに対応する。
  - 3) 担当者は申し出内容に関し、ケアマネージャー、看護職員、介護職員を含めた検討会を開催する。
  - 4) 担当者は速やかに申出人に回答する。
  - 5) 苦情・相談が解決後、今後の改善点などについて、同じような事例が発生しないように職員参加の下、検討会を行い周知徹底する。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 生駒市萩の台4丁目4番1号 電話番号 0743-76-2050 ファックス番号 0743-76-2060 受付時間 9:00~18:00 担当者 高岡 仁
----------	---

生駒市役所介護保険課 0743-74-1111 奈良県国保連合会介護保険課 0744-29-8319

## 11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、文書にて掲示しています。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者)高岡 仁
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

上記内容について、利用者に説明を行いました。

18 重要事項説明の年月日

説明年月日	年      月      日
-------	-----------------

事業者	所在地	奈良県生駒市萩の台4丁目4番1号	
	法人名	株式会社創生	
	代表者名	代表取締役 高岡 美津子	印
	事業所名	グループホーム <small>くぬぎ</small> 榎の家	
	説明者氏名		印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人) 又は 家族	住所	
	氏名	印





## 介護報酬の算定について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、単位数、加算等が変更となりました。  
介護報酬の算定についてお知らせ致します。

《（介護予防）認知症対応型共同生活介護費Ⅱ》 1日当たりの単位数

単位	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	749	753	788	812	828	845

加算（要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。） 1日当たりの単位数

初期加算	30	看取り介護加算(30日～当日)	144～1280
医療連携体制加算Ⅰ	57	入院時費用(月6日)	246
医療連携体制加算Ⅱ	5	口腔衛生管理体制加算(1月)	30
協力医療機関連携加算(どちらか)	100(40)	口腔栄養スクリーニング加算	20
認知症専門ケア加算Ⅰ(どちらか)	3(4)	生産性向上推進体制(1月)	100
退居時相談援助加算(1回)	400	夜間支援体制加算(どちらか)	50(25)
退去時情報提供加算	250	サービス提供体制強化(いずれか)	22(18, 6)
生活機能向上連携加算(どちらか)	100(200)	新興感染症等施設療養費	240
高齢者施設等感染対策向上(どちらか)	10(5)	科学的介護推進加算(1月につき)	40
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	栄養管理体制加算(1月につき)	30
認知症チームケア推進加算(どちらか)	150(120)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数 111/1000
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数 31/1000	介護職員等ベースアップ等支援	単位数 23/1000

また、上記の内、介護職員処遇改善、特定処遇改善、ベースアップ等支援加算は6月からの改正で介護職員等処遇改善加算に一本化されますので、6月以降は下記になります。

2024年6月以降	介護職員等処遇改善加算1～5(いずれか)	単位数 186～66/1000
-----------	----------------------	-----------------

\* 上記単位数に生駒市区分単価 10.27 円での計算となり、負担割合に応じた自己負担となります。  
加算については体制が整うことで算定を開始するものもあります。毎月の請求(領収)書にその時点での請求単位、取得加算等を記載しております。

### 同意書

株式会社創生 代表取締役 高岡 美津子 殿  
グループホーム様の家

令和6年度介護報酬改正により、事業所が算定する介護報酬及び加算等に同意します。

年 月 日

入居者 \_\_\_\_\_ 印 代理人又は家族 \_\_\_\_\_ 印